

堺市上下水道局週休2日制工事試行要領（土木工事及び機械・電気設備工事）

（趣旨）

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、上下水道局発注の土木工事並びに機械設備工事及び電気設備工事（以下「機械・電気設備工事」という。）における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 この要領は、特記仕様書において、「週休2日制工事」であることを明示した、上下水道局が発注する全ての土木工事及び機械・電気設備工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (3) 出水期における河川区域内工事等で作業時間の制約が厳しい工事
- (4) 単価契約工事
- (5) 当初設計の段階において施工期間（準備、後片付け期間を除く）が30日間未満となる工事

（発注方式）

第3条 工事発注においては原則、全ての対象工事を発注者指定方式とする。

- (1) 「発注者指定方式」

発注者が、月単位の4週8休に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計より計上する方式をいう。

- (2) 「受注者希望方式」

受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取組み、達成状況に応じ、労務費等の補正を設計変更で計上する方式をいう。

（対象期間）

第4条 対象期間は、現場着手日（現場事務所の設置、工事現場測量、資機材の搬入又は仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）から工事完成日までの期間とする。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

（用語の定義）

第5条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。

- (2) 「現場閉所率」

現場着手日から工事完成日までの期間や、特定の月など、ある一定期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、数値は%で表記し、小数第2位切捨てとする。

- (3) 「4週8休」

ある一定期間内の現場閉所率が 28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。
なお、天候等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

① 「月単位の 4 週 8 休」

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休を達成しているとみなす。

② 「通期の 4 週 8 休」

対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「週休 2 日」

月単位の 4 週 8 休、又は通期の 4 週 8 休の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(週休 2 日制工事实施の届出)

第 6 条 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休 2 日制工事の対象工事において、実施の意向について、「週休 2 日届出書」(様式 1) を施工計画書の提出時に併せて監督員に提出する。

2 「受注者希望方式」の場合、受注者は週休 2 日について「実施する」旨を届け出た場合であっても、「週休 2 日届出書」(様式 1) を監督員に提出することにより、届け出た内容を取り消すことができる。

(週休 2 日制工事の取組内容)

第 7 条 「発注者指定方式」の受注者及び、「受注者希望方式」において週休 2 日の実施を届け出た受注者(以下「実施事業者」という。)は、当該工事において月単位の 4 週 8 休を確保するよう努めなければならない。

- 2 実施事業者は、契約した工期の中で週休 2 日制工事を実施するものとし、週休 2 日の確保を事由にした工期の変更は行わない。
- 3 実施事業者は、「現場閉所(計画・実績)書」(様式 2)により、当月の現場閉所計画については前月中に、当月の現場閉所実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
- 4 月単位の 4 週 8 休実施の履行確認は、月毎に監督員が行うこととする。確認方法は、当月の 4 週 8 休達成状況について、現場閉所実績書により行う。
- 5 実施事業者は、「現場閉所報告書」(様式 3)により、通期の現場閉所の結果について工事完成日に監督員に提出する。監督員は提出された現場閉所報告書により、通期の 4 週 8 休達成状況について確認する。
- 6 実施事業者は、週休 2 日制工事の対象工事において、週休 2 日制工事に取組んでいる旨を公衆の見やすい場所に A 3 サイズ以上で掲示する。

【記載例】

週休 2 日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、週休 2 日の確保に取り組んでいます。

(当初設計及び設計変更)

第 8 条 「発注者指定方式」及び「受注者希望方式」における設計は別表の補正係数を適用し、次のとおり行う。

1 発注者指定方式

現場閉所状況が月単位の4週8休の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。ただし、月単位の4週8休の達成が見込まれない場合は、通期の4週8休の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休の達成が見込まれない場合は、通期の4週8休の補正係数を除した変更を行うものとする。

2 受注者希望方式

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況を確認後、その達成状況に応じて、補正係数を乗じて適切に請負代金額を変更するものとする。

(留意事項)

第9条 受発注者は、月単位の4週8休、又は通期の4週8休の達成にあたって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。

2 「発注者指定方式」において、月単位の4週8休、又は通期の4週8休が達成できなかった場合でも工事成績の減点を行わないが、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、減点する。

(その他)

第10条 発注者は、受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、又は信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

(疑義の処理)

第11条 本要領に疑義を生じた場合又は記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年11月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 6 この要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 7 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表1 労務費等の補正係数

| 現場閉所状況 | 月単位の4週8休 | 通期の4週8休 |
|--------|----------|---------|
| 労務費 | 1.04 | 1.02 |
| 機械賃料 | 1.02 | 1.02 |
| 共通仮設費率 | 1.03 | 1.02 |
| 現場管理費率 | 1.05 | 1.03 |

別表2 土木工事市場単価の補正係数

| 現場閉所状況 | | 月単位の 4週8休 | 通期の 4週8休 |
|-----------------------------|-------|--------------|-------------|
| 鉄筋工 | | 1.04 | 1.02 |
| ガス圧接工 | | 1.03 | 1.02 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） | | 1.01 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防止網） | | 1.02 | 1.01 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.03 | 1.02 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.02 | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.03 | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） | | 1.03 | 1.02 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.04 | 1.02 |
| | 剪定 | 1.04 | 1.02 |
| 公園植栽工 | | 1.04 | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.02 | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.04 | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.01 | 1.00 |
| グルーピング工 | | 1.01 | 1.00 |
| 軟弱地盤処理工 | | 1.02 | 1.01 |
| コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工） | | 1.01 | 1.01 |

別表3 下水道工事市場単価の補正係数

| 現場閉所状況 | | 月単位の 4週8休 | 通期の 4週8休 |
|----------------|------------------|--------------|-------------|
| 硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.02 | 1.01 |
| リブ付硬質塩化ビニル管設置工 | | 1.02 | 1.01 |
| 砂基礎工 | 人力施工 | 1.04 | 1.02 |
| 砂基礎工 | 機械施工 | 1.04 | 1.02 |
| 碎石基礎工 | 人力施工 | 1.04 | 1.02 |
| 碎石基礎工 | 機械施工 | 1.04 | 1.02 |
| 組立マンホール設置工 | | 1.03 | 1.02 |
| 小型マンホール工 | | 1.01 | 1.00 |
| 取付管およびます設置工 | ます設置工 | 1.01 | 1.00 |
| 取付管およびます設置工 | 取付管布設 及び支管取付工 | 1.02 | 1.01 |

別表4 港湾工事市場単価の補正係数

| 現場閉所状況 | | 月単位の 4週8休 | 現場閉所状況 | 月単位の 4週8休 |
|--------|--------------------------------|--------------|--|--------------|
| 1 | 底面工 | 1.03 | 17 車止撤去 | 1.04 |
| 2 | マット工 (アスファルトマット設置・ゴム系マット設置) | 1.00 | 18 電気防食取付 | 1.04 |
| 3 | 支保工 | 1.04 | 19 防砂目地板取付(陸上施工) | 1.04 |
| 4 | 足場工 | 1.02 | 20 防砂目地板取付(水中施工) | 1.03 |
| 5 | 鉄筋工 | 1.04 | 21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工) | 1.03 |
| 6 | 吊鉄筋工 | 1.04 | 22 港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物) | 1.03 |
| 7 | 型枠工 | 1.03 | 23 ペトロラタム被覆 | 1.04 |
| 8 | コンクリート打設工(ポンプ車打設) | 1.04 | 24 現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工) | 1.04 |
| | コンクリート打設工(ポンプ車打設以外) | 1.04 | 25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工) | 1.04 |
| 9 | 止水板工 | 1.04 | 26 かき落とし工 | 1.04 |
| 10 | 上蓋工 | 1.04 | 27 汚濁防止膜設置・撤去・移設 | 1.03 |
| 11 | 伸縮目地工 | 1.02 | 28 汚濁防止枠設置・撤去 | 1.02 |
| 12 | 係船柱取付 | 1.04 | 29 灯浮標設置・撤去 | 1.03 |
| 13 | 防舷材取付 | 1.04 | 30 汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検) 汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし) | 1.01 |
| 14 | 車止・縁金物取付 | 1.04 | | 1.04 |
| 15 | 係船柱撤去 | 1.04 | 31 異形ブロック製作 型枠工 異形ブロック製作 コンクリート打設 異形ブロック製作 給熱養生 | 1.04 |
| 16 | 防舷材撤去 | 1.04 | | 1.04 |
| | | | | 1.03 |

別表5 土木工事標準単価の補正係数

| 現場閉所状況 | | 月単位の 4週8休 | 通期の 4週8休 |
|-------------------------------|-------|--------------|-------------|
| 区画線工 | | 1.04 | 1.02 |
| 高視認性区画線工 | | 1.04 | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.03 | 1.01 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.03 | 1.02 |
| | 人力 | 1.04 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.04 | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.04 | 1.02 |
| 鋼製排水溝設置工 | | 1.04 | 1.02 |
| 表面被覆工 (コンクリート保護塗装) | 固定足場 | 1.02 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.02 | 1.01 |
| 表面含浸工 | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 連続繊維シート補強工 | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 剥落防止工 (アラミドメッシュ) | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 漏水対策材設置工 | 固定足場 | 1.04 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.04 | 1.02 |
| 防草シート設置工 | | 1.03 | 1.01 |
| 紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂) | 固定足場 | 1.02 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.01 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.04 | 1.02 |
| バキュームブラスト工 | | 1.01 | 1.01 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.01 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.04 | 1.02 |
| 仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール) | | 1.04 | 1.02 |
| 機械式継手工 | | 1.04 | 1.02 |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工 | | 1.03 | 1.02 |
| ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工 | | 1.01 | 1.01 |
| FRP鉄格子状パネル設置工 | | 1.00 | 1.00 |
| 浸食防止用植生マット工 (養生マット工) | | 1.04 | 1.02 |
| 支承金属溶射工 | | 1.04 | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工 | | 1.03 | 1.02 |

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費等は補正の対象としない。

※交通誘導警備員の労務単価については補正の対象とする。

※市場単価および土木工事標準単価は、各工種に設定された補正係数により補正する。

※補正係数が設定されていない市場単価や土木工事標準単価は、補正の対象としない。(労務費や機械経費が区分できない見積単価等も同様とする)

※港湾工事市場単価については、月単位の4週8休のみ補正する。